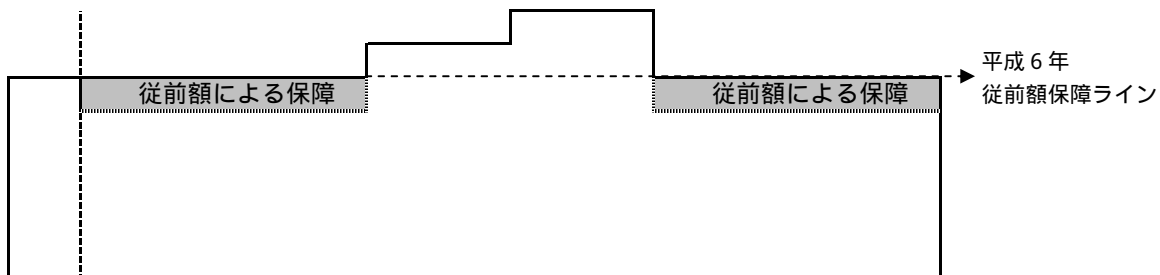


正
し
い
例

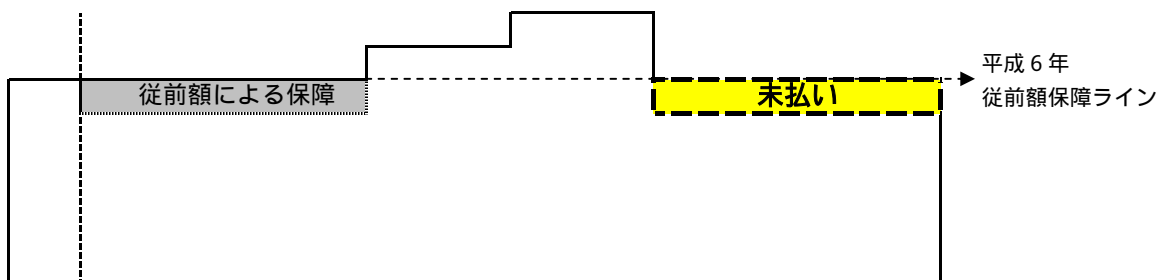


平成6年
年金制度改正

退職改定により年金額
が(増額)改定され、
従前額を上回ったた
め、新年金額による給
付とした。

平成15年物価スライドマイ
ナス改定により従前額を下回った
場合は、従前額による支給を行
う。

誤
っ
た
例



平成6年
年金制度改正

退職改定により年金額
が(増額)改定され、
従前額を上回ったた
め、新年金額による給
付とした。

平成15年物価スライドマイ
ナス改定により従前額を下回った
が、従前額による支給を行わず
に、新水準によって支給してい
た。